

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市
条例第(72)号）（上下水道局総務部経営企画課）

1 条例改正の趣旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料に乗じる消費税及び地方消費税の
税率を改正しました。

2 条例改正の概要

使用料の額を、1月につき流量1リットル毎秒当たり8,600円の割合で計算し
て得た額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しま
した。

3 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第174号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部経営企画課)